

塩釜地区消防事務組合火葬場火葬炉設備工事プロポーザル実施要領

1. 工事の目的

塩釜地区消防事務組合（以下「組合」という。）は、塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町の2市3町で構成され、新火葬場の建設を計画している。本工事は、それに伴う火葬炉設備の設置を行うものであり、火葬場利用者や近隣への配慮として、高い安全性や環境性能を備えた設備を導入しようとするものである。

2. 工事の概要

①工事名

塩釜地区消防事務組合火葬場火葬炉設備工事

②工事場所

宮城県宮城郡利府町森郷字名古曾地内

③工事内容

別紙「塩釜地区消防事務組合火葬場火葬炉設備工事 発注仕様書」による。

④履行期限（予定）

設計協力期間 覚書締結から平成31年6月まで

工事期間 平成31年7月から平成32年6月まで

⑤計画事業費

提案額の上限は400,000千円(消費税及び地方消費税を除く)とする。

3. プロポーザル方式により請負候補者を特定する理由及びプロポーザル方式の方法

本工事は、火葬場（葬祭場）の建設に伴い火葬炉設備の設置を行うものであり、標準的な規格や工法が定まっていない特殊な工事となる。そのため、請負候補者の選定にあたっては、豊富な経験と高い専門技術を有する事業者から幅広い提案を募集し、工事の目的を達成するために必要な技術力、専門性及び業務実績等を有し、優れた提案を行う事業者を特定することが可能なプロポーザル方式を採用する。

また、多くの参加者から提案を受け、より良い事業者を特定するためプロポーザルの方式は公募型とする。

4. 審査スケジュール

①公告	平成30年 8月 3日(金)
②質問書の締切	平成30年 8月10日(金)
③質問書に対する回答	平成30年 8月17日(金)
④参加申込書受付締切	平成30年 8月24日(金)
⑤参加資格確認結果通知	平成30年 8月31日(金)
⑥技術提案書等の提出締切	平成30年 9月14日(金)
⑦ヒアリング	平成30年10月 上旬
⑧審査結果通知	平成30年10月 中旬

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更することがある。

5. 参加資格・参加申し込み方法等

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加資格を有する者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 塩釜地区消防事務組合において建設工事の競争入札参加資格を有していること。
- ③ 参加申込から請負候補者の特定までの間に国、都道府県及び地方自治体において、指名停止等の措置要項に掲げられている措置がなされていないこと。
- ④ 過去 10 年以内（平成 20 年 4 月以降）に、元請として新築又は改築した 5 基以上の火葬炉（人体炉）を備える火葬場において、自ら製造し、設置完了した火葬炉設備工事の施工実績を有すること。ただし、単なる火葬炉の改修工事は除く。
- ⑤ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく機械器具設置工事について、特定建設業の許可を受けている者であること。
- ⑥ 配置技術者は、建設業法 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。ただし、契約までの間は、建設業法第 26 条第 3 項は除く。また、配置技術者は技術提案提出日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係であること。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続開始の申立てがなされている者でないこと（再生手続開始決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- ⑨ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(2) 参加申し込み方法

① 提出書類

- ・ 参加申込書（様式 1）
- ・ 企業の概要が確認できる書類（様式 2 及びパンフレット等）
- ・ 施工実績（様式 3）
- ・ 上記(1)④の施工実績が確認できる書類の写し（契約書、工事内容の確認できる書類（仕様書等）及び竣工したことを確認できる書類（コリンズ竣工登録等））
- ・ 機械器具設置工事の建設業許可証の写し
- ・ 機械器具設置工事に係る監理技術者の資格者証の写し
- ・ 配置技術者の雇用関係を示す書類（健康保険証（社会保険に限る）、雇用保険の加入を証する書類、源泉徴収簿のうちいずれか）
- ・ 配置技術者の資格証、業務従事経験を有することの証明書類
- ・ 企業の登記事項証明書・決算報告書（財務諸表等）・経営事項審査結果通知書の

写し

- ・その他、参加資格要件を満たすことを示す書類

②提出部数 各1部

③提出方法 持参

④提出場所 〒985-0021 宮城県塩竈市尾島町 17-22

塩釜地区消防事務組合事務局 環境課

⑤提出期間 平成30年8月3日(金) から平成30年8月24日(金)までの10時から16時まで。ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日は除く。

(3) 参加資格の確認及び結果の通知について

参加資格の確認結果については、参加申込者全員に通知する。なお、通知は平成30年8月31日(金)に発送する予定である。

6. 評価方法及び評価基準

提案された技術提案書等の内容及びヒアリング（プレゼンテーション）により、審査委員会が以下の評価項目を総合的に審査・評価し、本工事に最も適した提案を行ったと認められる者を請負候補者（最優秀者）とし、次点者を請負候補者が辞退した場合等の予備候補者として選定する。ただし、合計点数が同一の参加者が複数いた場合には、評価項目の「維持管理費」及び「工事費」の評価点の合計が高い参加者を請負候補者として選定するものとし、それでもなお、当該点数の合計が同一の参加者が複数いる場合は「計画提案書」の評価点が高いものを請負候補者として選定する。

評価項目	得点配分
会社内容	70%
燃焼計算及びシステムの考え方	
火葬炉設備	
その他設備	
計画提案書	
維持管理費	30%
工事費	

7. 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法 電子メールで事務局あてに送付すること。

※Eメール送付後は、事務局に電話し到着確認をすること。

※提出にあたり使用するソフトは、「Microsoft Word」(Windows版)とすること。

※評価等に影響を及ぼす恐れがある質問は受け付けない。

②提出期間 平成30年8月3日(金)10時から平成30年8月10日(金)16時まで。

(2) 質問への回答

①回答方法 電子メールにて参加申込者全員に送付する。

②回答日 平成 30 年 8 月 17 日(金)

8. 技術提案書等の提出

- (1) 提出期間 平成 30 年 9 月 3 日(月)から平成 30 年 9 月 14 日(金)までの 10 時から 16 時まで。ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- (2) 提出場所 〒985-0021 宮城県塩竈市尾島町 17-22
塩釜地区消防事務組合事務局環境課
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出部数 正本：1 部（表紙に所在地、商号又は名称、代表者名を記入し押印すること。）
副本：15 部（全ページ会社名を記載しないこと。）
- (5) 技術提案書作成要領

A 4 版に製本した下記の提案設計図書を提出することとし、図面等は内容に適した縮尺とするが、A 3 版に統一するものとする。

指定様式があるものはそれを使用し、その他は任意の様式とする。

なお、技術提案書はファイル綴じとし、表紙及び背表紙に事業名称を記載すること。また、項目ごとにインデックスを付すこととする。

①提案設計図書（任意様式）

ア 設備概要の説明

- ・ 燃焼システムの考え方
- ・ 各設備概要説明書
 - 主燃焼炉：構造及び設備性能、燃料消費量、火葬時間等
 - 再燃焼炉：構造及び設備性能、燃料消費量、火葬時間、排ガス処理、滞留時間等
 - 燃焼装置：各バーナーの構造とその炎の形状、操作の容易性等
 - 排気系統：排ガス冷却設備の構造及びシステム等
 - 除じん設備の構造、保守点検の容易性等
 - 排気設備の容量と耐久性等
 - 排気筒の構造(騒音対策、降雨、降雪、大気拡散の配慮)等
 - 炉内台車：無臭化対策、修繕の容易性等
 - 台車運搬車及び柩運搬車：構造及び美観性、会葬者等への配慮、運搬に係る人員、会葬者に対する安全性等

その他

- ・ 運転プロセスフローチャート（火葬一行程と必要に応じてその前後）

イ 設計基本数値

- ・ 燃焼計算・熱収支
- ・ 物質収支
- ・ 用役収支（電力、燃料）
- ・ 火葬炉収支図

- ・火床寸法・面積
 - ・主燃焼室容積
 - ・再燃焼室容積（容積計算書）
 - ・炉内熱負荷（主燃焼炉、再燃焼炉）
 - ・各設備の能力計算 等
 - ウ 火葬炉の運転等に係る説明書
 - ・火葬作業の自動化及び操作性
 - ・炉内温度制御、炉内圧制御、排ガス温度制御等について
 - エ 運営管理条件
 - ・主要機器の耐用年数
 - ・定期点検要領書
 - オ 労働安全衛生対策
 - カ 建築設計への協力体制
 - キ メンテナンス時の必要なスペース及びその方法
- ②設計仕様書（任意様式）
- 各工事項目、設備毎に形式、容量、数量、構造、材質、付帯設備、操作条件等
- ③図面等（任意様式）
- ア 各階火葬炉設備・機器配置図
 - イ 火葬炉設備立面図、断面図
 - ウ 築炉構造図
 - エ 排気筒組立図、断面図
 - オ 主要設備・機器図
 - カ 部分詳細図
 - キ 炉内台車
 - ク バーナー（主燃焼、再燃焼）
 - ケ 排ガス処理設備、排気設備
 - コ 残骨・飛灰処理設備
 - サ 枢運搬車、台車運搬車
 - シ その他（設備の説明に不可欠な図面等）
 - ス フローシート（火葬炉設備及び火葬設備計装）
- ④電気計装に関する図書（任意様式）
- ア 電気負荷設備容量一覧表
 - イ 運転時の電気負荷計算書
 - ウ 計装制御一覧表
 - エ 電気設備・計装設備機器リスト（種類、仕様、全数量、使用箇所を明示すること）
 - オ 情報通信系統図（凡例を記載すること：記号、名称を明示すること）
 - カ 全体制御システム図（凡例を記載すること：記号、名称を明示すること）
 - キ 案内表示システムについて
- ⑤工事工程表（任意様式）

⑥保守・点検並びに予備品・消耗品に関する図書（任意様式）

⑦計画提案書（様式4）

- ア 火葬に関するコンセプト
- イ 炉設備の型式・特徴
- ウ 運営に関する提案
- エ 保守管理の考え方と体制
- オ 安全及び緊急停止時の対策
- カ 環境に関する取組み
- キ コスト縮減について
- ク 施工方法等に関する提案
- ケ 災害対策についての提案

⑧項目別工事見積書（様式5）

⑨年間維持管理費概算書（様式6）

9. ヒアリングの実施

技術提案書の提出を行ったプロポーザル参加者に対して、技術提案書の内容に基づく記載内容の確認及び説明の場として、委員会によるヒアリングを実施する。ヒアリングの日程等の詳細については、参加者に対して後日通知する。

また、参加者の説明は「8. (5) 技術提案書作成要領」により提出した技術提案書により行い、追加資料の配布や模型の持込は禁止とする。ただし、技術提案書中の文章や図面、イメージ等を拡大し説明に用いてもよく、プロジェクタ、スクリーン（組合用意）、パソコン（参加者持参）を使用し説明してもよい。

10. 特定結果の通知及び公表について

技術提案書等の提出者には、結果に関わらず結果通知書を送付する。また、結果は、塩釜地区消防事務組合のホームページにて公表する。

11. 失格基準

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書または提案書類について、提出期限等の示された条件に適合せずに提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ヒアリング開始時間までに会場に来なかった場合
- ④審査の公平性を害する行為があったと組合が認める場合
- ⑤その他本要領等に違反した場合

12. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届を技術提案書等の提出締切日までに提出すること。なお、様式については、特に指定はない。

13. 契約手続き等

- ①請負候補者として特定された者に対する工事請負契約は、火葬炉設備に関する工事とし、提出された技術提案書等を基に工事内容の詳細について協議の上、契約を締結する。ただし、当該予算が成立しないときは契約を締結しないものとし、また、組合議会における議決が得られないときは契約の無効となり、これらによって請負候補者に損害が生じても組合はその損害を一切負担しない。
- ②請負候補者は工事請負契約まで組合と覚書を締結し、新火葬場建築設計に協力することとする。設計協力は、技術提案書等に記載された内容を反映しつつ、組合及び新火葬場建築設計業務の受託者と協議しながら行うものとする。
- ③工事内容の協議及び建築設計協力の協議の結果、契約仕様書に技術提案書等より機能増がなければ工事請負契約を行う際の見積額は、技術提案時に提出された項目別工事見積書の金額を原則下回らなければならない。

14. その他留意事項

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とする。
- ②参加者が1者であっても評価を行い、請負候補者として適当でないと認められる場合には、請負候補者と特定しないことがある。
- ③本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、選考の結果の如何を問わず、本プロポーザル終了後も返却しない。
- ④今回提出した提案事項について、年間維持管理費概算書等に記載する金額は、内定時における保証事項とするので、金額等の提案については十分検討の上、行うこと。

15. 事務局

塩釜地区消防事務組合事務局 環境課
〒985-0021 宮城県塩竈市尾島町 17-22
電 話：022-363-2777
F A X：022-363-2778
E-mail：kankyou@sioshou.jp